

徳島県訓令第4号

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 セ ン タ ー 等  
各 総 合 県 民 局

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(徳島県公印規程の一部改正)

**第一条** 徳島県公印規程(昭和二十九年徳島県訓令第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項の表農林水産基盤整備局の項を削る。

(徳島県土地利用対策会議設置規程の一部改正)

**第二条** 徳島県土地利用対策会議設置規程(昭和四十八年徳島県訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

別表農林水産部の項中「農林水産基盤整備局農山漁村振興課 農林水産基盤整備局生産基盤課 農林水産基盤整備局森林整備課」を「農山漁村振興課 生産基盤課 森林整備課」に改め、同表県土整備部の項中「砂防防災課」を「砂防・気候防災課」に改める。

(附属機関の委員等の指定に関する訓令の一部改正)

**第三条** 附属機関の委員等の指定に関する訓令(平成十七年徳島県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

別表徳島県防災会議の項中「砂防防災課長」を「砂防・気候防災課長」に改め、同表徳島県都市計画審議会の項中「農林水産基盤整備局生産基盤課長」を「生産基盤課長」に改め、同表徳島県開発審査会の項中「農林水産基盤整備局生産基盤課長及び森林整備課長」を「生産基盤課長 森林整備課長」に、「砂防防災課長」を「砂防・気候防災課長」に改める。

(徳島県兼務発令に関する規程の一部改正)

**第四条** 徳島県兼務発令に関する規程(平成二十二年徳島県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第十条中「兼務する」を「兼任する」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「兼務する」を「兼任する」に改め、同条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条中「者」の下に「(徳島県立婦人保護施設しらぎく寮長を兼任する者を除く。 )」を加え、同条を第八条とする。

第六条中「兼務する」を「兼任する」に改め、同条を第七条とする。

第五条の見出しを「(経営戦略部税務課等への兼務)」に改め、同条中「含む」の下に「。次項において同じ」を、「副局長」の下に「(間接税及び県税調査を担当する者を除く。 )」を、「次長」の下に「(収税を担当する者を除く。 )」を加え、同条に次

の一項を加える。

2 徳島県東部県税局の職員のうち、徳島庁舎で勤務することを命ぜられ、かつ、県税の収納管理に関する事務に従事する職員（徳島県東部県税局の長、副局長及び次長を除く。）は、徳島県南部総合県民局地域創生防災部及び徳島県西部総合県民局地域創生観光部の兼務を命ぜられたものとする。

第五条を第六条とする。

第四条中「徳島県消費者情報センターの長を兼務する」を「徳島県消費者情報センター所長を兼任する」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「兼務する」を「兼任する」に改め、同条を第四条とする。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（兼任）

**第二条** 次の表の上欄に掲げる職に補された職員は、それぞれ同表の下欄に掲げる職に兼ねて補されたものとする。

職	兼ねる職
徳島県防災人材育成センター所長	徳島県消防学校長
徳島県防災人材育成センター次長	徳島県消防学校副校長
危機管理環境部消費者くらし安全局消費者政策課長	徳島県消費者情報センター所長
徳島県自治研修センター所長	県立総合大学校本部企画研修部長
徳島県南部総合県民局地域創生防災部長	県立総合大学校本部南部校長
徳島県西部総合県民局地域創生観光部長	県立総合大学校本部西部校長
徳島県中央子ども女性相談センター所長	徳島県立婦人保護施設しらぎく寮長
未来創生文化部文化資源活用課長	徳島県立埋蔵文化財総合センター所長
未来創生文化部文化資源活用課副課長	徳島県立埋蔵文化財総合センター副課長
徳島県立農林水産総合技術支援センタ	徳島県立農林水産総合技術支援センタ

―資源環境研究課長

―病害虫防除所長

(徳島県推進本部設置規程の一部改正)

**第五条** 徳島県推進本部設置規程(令和三年徳島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表「新次元の分散型国土」創出推進本部の項の次に次のように加える。

万博・発信戦略推進本部	二千二十五年日本国際博覧会への参画及びこれを契機とした地域経済の活性化や先端技術等の情報発信に関する施策の推進に関する事。
-------------	---------------------------------------------------------------

第三条第三項の表「新次元の分散型国土」創出推進本部の項の次に次のように加える。

万博・発信戦略推進本部	副知事 政策監	政策創造部長
-------------	---------	--------

第六条の表「新次元の分散型国土」創出推進本部の項の次に次のように加える。

万博・発信戦略推進本部	万博推進課
-------------	-------

(とくしま感染症・疾病予防対策センター設置規程の一部改正)

**第六条** とくしま感染症・疾病予防対策センター設置規程(令和三年徳島県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「保健福祉部次長」を「保健福祉部副部長」に改める。

第三条第五項中「本部長、副本部長」を「センター長、副センター長」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。